

第17回 道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	平成27年7月21日（火）15時00分～15時45分
開催場所	松村ビル別館 6階 603会議室
出席者	<p><b>(検討会委員)</b> 西田由紀子会長、川島清嘉委員、今野直子委員、杉田義朗委員</p> <p><b>(横浜市)</b> <b>事務局</b> 石井企画課計画調整担当課長 中村企画課計画調整担当係長、今村企画課員、中村企画課員</p> <p><b>関連部署</b> <b>道路局</b> 坪井管理課長、山下管理課占用係長</p>
欠席者	なし
開催形態	一部公開（傍聴者1人）
議 題	1 「西区高島二丁目所在地」の提案書の審査について
決定事項	1 「西区高島二丁目所在地」は、株式会社タツエントープライズを利用候補者とした。
議 事	<p>1 「西区高島二丁目所在地」の提案書の審査について (事務局) <b>資料1-2の高架下等利用提案集計表の説明</b></p> <p><b>会長により、運営要綱第7条第1項の規定に従って会議の一部非公開を宣告</b></p> <p><b>傍聴者退場</b></p> <p>(事務局) <b>資料1-3の高架下等利用提案集計内訳表の説明</b> <b>運営要綱第4条(委員の責務)及び事務取扱細則第9条(審査の回避)の確認</b></p> <p>(西田会長) 委員の皆様は、直接間接を問わず、提案に参加していないということよろしいでしょうか。また、審査を自主的に回避する必要がないということよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) はい。</p> <p>(西田会長) 全ての委員が提案に参加していないこと、及び審査を自主的に回避する必要がないことを確認できました。資料1-3について何かご質問はありませんか。</p> <p>(各委員) ありません。</p>

(西田会長) 事務局は利用者の選定について説明をしてください。

(事務局) **資料2の高架下等利用提案採点調整表について説明**

(西田会長) 「西区高島二丁目所在地」について、提案書の内容や審査基準等に関する質問はありませんか。

(杉田委員) 提案書の中で、身障者を積極的に受け入れるゴルフ練習施設となっていますが、具体的なイメージはどのようなものでしょうか。

(事務局) 提案書のとおり、運営面において、身障者がスポーツを楽しむことについて、親身に対応する施設とされています。

(杉田委員) 駐車場とゴルフ練習施設が離れていますが、一般的に高速道路のパーキングエリアでは、駐車場から建物まで屋根を設けてそこを移動してもらっていますが、この場所についてはどのように考えていますか。

(事務局) 屋根の役割を果たす高架橋は私道側への張り出しがほとんどありませんが、提案事業者では、誘導が必要な利用者には、十分配慮をして誘導を行うこととなっています。

(川島委員) 会社や代表者が身障者のゴルフに関係している、または活動をしているエビデンスはありますか。

(事務局) 身障者のゴルフに関係していることを事務局で確認しています。

(今野委員) 管理体制の構成員数は3人となっていますが、駐車場の誘導や身障者の誘導も必要となってくると思われそうですが、運営する人数についてはこれ以上の情報はあるのでしょうか。

(事務局) 提案書以上の情報は特にありません。

(西田会長) 提案書の「事業の実現性に関する考え方」では、提案企業の主体事業とゴルフ練習場の収益で維持管理が可能と記載されていますが、収益の見通しや企業の信用性はどこで確認すればよいでしょうか。

(事務局) 企業の収益性や信用性の評価は難しいのですが、利用希望者情報シートに記載している納税情報で滞納がないことは最低限と思いますが、これらの情報を確認していただきたいと思います。

(杉田委員) 身障者を積極的に受け入れるとなっていますが、駅に近い便利なところにゴルフ場があるため、一般の方に積極的に宣伝をすると、多くの方が来ると思われます。身障者向けと言いながら、実は違うということにならないのか、また、身障者を積極的に受け入れるという担保はどのように確保するのでしょうか。

(事務局) 具体的に担保することは難しいですが、施設面では、すぐ近くにコインパーキングがあるにもかかわらず、身障者にも利用しやすいように広いスペースの駐車場を設置することとなっています。

(川島委員) 今回の場所においては踏切があるため安全性が気になっているの

ですが、この提案書をみると踏切の安全性などにほとんど意識が向いていないと思われませんが、いかがですか。

(事務局) 日常的に出入りしている中で、また、すぐ近くで別の方がコインパーキングを運営している中で特に危険な事例はなかったようです。また、申込者が運営していた駐車スペースはゴルフ練習施設に充てるため、駐車台数は減ることになっています。

(西田会長) 新規事業であるゴルフ練習場を設置し、身障者を迎え入れていくとなっていますので、この場所がこれまで安全であってもこれまでも増して安全にさせていただく必要があると思います。また、この場所の活用方法としては駐車場ではありますが、本体事業は事業規模が小さいながらもゴルフ練習場ということで、民間のアイデアや活力導入の取組として検討していく価値はあると思います。

(今野委員) あまり人気が出てくると混雑によってこの場所が安全でなくなる可能性があり、また、身障者が利用しづらくなると思います。一方で、駐車スペースの規模が小さいため、提案者などの個人的な利用にならないように、できるだけ多くの身障者にも利用していただけるようにしていただきたいと思います。

(西田会長) 今野委員と同意見で、どういった規模であっても公共性、公益性、透明性はあくまでも揺るがないようにしつつ、民間活力を導入していくことが望ましいと思います。

(杉田委員) この事業のようなゴルフ練習場は流行すると思いますので、身障者が利用しづらくなる可能性もありますし、コーチをどうするのか、など体制がはっきりわからないところがあるので、ゴルフ練習場としてゴルフレッスンをしていくのであれば、体制について更に聞いていく必要があると思います。

(川島委員) 当該地は高架下の一部を利用するため、人が入り込まないように囲むなどして、安全で、きれいに見えるような工夫をお願いしていただくとういと思います。

(西田会長) 防犯に関する具体的な対策はあるのでしょうか。

(事務局) 駐車場を見回りすることになっており、提案企業の事業所が近くにあるためそちらからも対応できるようになっています。現在は高架下を鉄板で塞いでありますが、占用部分を囲ってその奥には人が入れないようにしていただき、管理してもらいます。

(西田会長) 他に何かご意見はありませんか。

(各委員) ありません。

#### **各委員による採点見直し・確認**

(西田会長) 各委員は採点確定しましたか。では、事務局は各委員の採点をまとめ、確認をしてください。

#### **事務局による各委員の採点確認**

	<p>(西田会長) それでは、「西区高島二丁目所在地」の採点は確定しました。では、集計の確認と報告をお願いします。</p> <p>(事務局) 集計結果を報告します。提案番号「西区高島二丁目1」は240点となりました。</p> <p>(西田会長) 委員の皆様を確認しますが、検討会としては提案番号「西区高島二丁目1」を利用候補者とするこゝでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) はい。</p> <p>(西田会長) では、事務局は、提案番号「西区高島二丁目1」を利用候補者とするこゝを記録し、あわせて利用候補者の名称を報告してください。</p> <p>(事務局) 利用候補者の名称は、株式会社タツエンタープライズです。</p> <p>(西田会長) 採点が確定する前に各委員からあつた意見や希望を十分に利用候補者に伝えてください。</p> <p>(川島委員) 占有許可は1年更新なので、更新する時に実態を確認していただいて、今回議論した内容と整合した利用がされているか確認していただきたいと思ひます。</p> <p>3 その他について <b>事務局から次回の日程等について説明</b></p>
<p>資 料</p> <p>その他</p>	<p>1 資料 第17回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第ほか 一式</p> <p>2 その他 第18回道路高架下等利用計画検討会は9月頃の開催を予定しています。</p>